

お忘れなく！市・県民税の申告

今年も、市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告期間は2月16日(金)から3月15日(木)までの1カ月間です。申告が必要となる人は、期間内に忘れずに申告してください。申告相談は、支所ごとに、15ページから17ページの日程表のとおり実施します。

なお、今回から、事務の効率化および経費節減のための事務の見直しにより、本庁・各支所とも、それぞれ1カ所の会場での申告相談となりますので、ご協力をお願いします。

申告が必要となる人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。

- 平成19年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成18年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をされていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)

で、給与以外の所得がある人 ※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

また、次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成18年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、①給与の収入が2,000万円を超える人
- ②給与所得以外の所得が20

申告期間
2/16(金) → 3/15(木)

申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得のある人は、平成18年中の所得の明細(所得計算に必要な帳簿や領収証、支払証明書など)
- 給与収入や年金収入のあ

る人は、源泉徴収票や支払証明書
●生命保険料控除や損害保険料控除、寄付金控除などを受ける人は、領収証や支払証明書
●国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書や領収証

●医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
●所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望される方は、口座番号・銀行印

●新規に障害者控除を受けられる場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
●肉用牛の免税を受けられる場合は、販売証明書
●住宅借入金特別控除を受ける人は、登記簿謄本または抄本、売買契約書または工事請負契約書の写し、住民票の写し、住宅取得に係る借入金

お気をつけください！

●源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。

お願い

- ①農業所得の申告をされる人は、必ず「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成して当日持参してください。
- ②医療費控除のある人は、領収書などを、日付順、個人別、医療機関別に分けて集計し、当日持参してください。
- ③農業所得の申告をされる人で、「収支内訳書」あるいは「月別集計表」を作成していない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。
- ④各地区の割当日に申告していただくよう、ご協力をお願いします。

市・県民税の申告相談を受け付けます

— 申告相談会場を変更します —

2月16日(金)から3月15日(木)まで、各表の日程で市・県民税の申告相談を受け付けます。

なお、申告会場は、今回から本庁・支所ともにそれぞれ1カ所となっています。お間違いないようにお越しください。

申告について分からないことなどありましたら、最寄りの申告会場までお越しください。

平成19年度 市・県民税申告相談受付日程表

月 日	場 所	庄原地域	
		午 前(受付 8時30分～11時30分)	午 後(受付 13時～17時)
2月16日(金)	市役所2階会議室 ☎0824-73-1146	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川
19日(月)		実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町
20日(火)		川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平、盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行
21日(水)		川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町
22日(木)		川北町のうち 市場、茶屋、富田	本村町のうち 中本
23日(金)		本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町
26日(月)		高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈
27日(火)		高町のうち 貝六 小用町	川西町
28日(水)		殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
3月1日(木)		木戸町	高茂町 水越町
2日(金)		山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山玉、七塚開拓 西本町一丁目
5日(月)		戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町
6日(火)		宮内町	板橋町
7日(水)		新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町
8日(木)		上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町
9日(金)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町	
12日(月)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町	
13日(火)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町 東本町四丁目	
14日(水)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目	
15日(木)	予備日		

①申告会場は、市役所本庁2階会議室です。(公民館での申告相談は行いません。)
②今年度も、「市民税・県民税申告書」は送付していませんが、「申告が必要となる人」に該当する人は、申告をお願いします。(郵送による申告を希望される場合は、市役所または最寄りの公民館、庄原農協各支店に申告書を用意しています。)
■問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146

平成19年度 市・県民税申告相談受付日程表

総領地域			比和地域		高野地域		
月日	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～11時 13時～16時	場所	受付時間 9時～11時 13時～16時	
2/16(金)	総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063		比和支所 2階特設会場 ☎0824-85-3001	比和谷	高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115	新市のうち 上本町、祇園町、土手	
19(月)				比和上、比和中、比和下		新市のうち 新町、札場	
20(火)				全域		布見	新市のうち 下本町、西町
21(水)						永原	新市のうち 市原、東半戸、殿垣内
22(木)						山王	上湯川のうち 俵原、餅ノ実、郷原、上湯川中
23(金)						石ヶ原、越原	上湯川のうち 笹谷 下湯川のうち 土居
26(月)						古頃上、中先途	下湯川のうち 尻無、下湯川中、下湯川下
27(火)				黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷		税務署相談日	南
28(水)						古頃下、甲之邑	新市のうち 別所、上市、和手川、川角
3/1(木)				亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家 中領家		木屋原上、木屋原中	和南原のうち 篠原、深石、三沢
2(金)						木屋原下、絞り	和南原のうち 水谷、隣組、奥三沢
5(月)				下領家、上市		小和田南	和南原のうち 貝崎、寸為、和南原開拓
6(火)						事務整理日	岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾
7(水)				稲草西、木屋		小和田東	岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上
8(木)						小和田北	奥門田のうち 湯ノ谷、西川、奥門田中、奥門田下
9(金)		福田上	中門田				
12(月)		福田下	下門田				
13(火)	全域	元常	上里原				
14(水)		事務整理日	高暮				
15(木)		事務整理日	事務整理日				

平成19年度 市・県民税申告相談受付日程表

口和地域			東城地域		西城地域				
月日	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時	場所	受付時間 8時45分～12時 13時～16時	場所	受付時間 9時～12時 13時～16時			
2/16(金)	ヒューマンライツ ☎0824-87-2213		東城支所 3階大会議室 ☎08477-2-5121		西城公民館 1階農研室 ☎0824-82-2124	大屋、入江			
19(月)						田口、熊谷、紙谷	戸宇		
20(火)						桑垣内、中組、大草黒谷	加谷、小奴可(持丸、板井谷、川より東)	高尾	税務署 相談日 簡易 申告日
21(水)						宮内市場、木原後庵	内堀、小串		
22(木)						向住、皆原	小奴可(川より西)		
23(金)						日南、吉木、大佐古	千鳥、塩原		八鳥、平子
26(月)						原畑、大月市場、岡組	川西(宮平、比奈、 上市、新丁、川西下)	税務署 相談日 9:00～ 16:00	
27(火)						上組、竹地本谷、下槇原	川西(陰地、上記以外)		中野、福山
28(水)						上槇原、芦原、麻志、落合、 真金原	帝釈宇山、帝釈山中、田黒、保田		予備日
3/1(木)						伊与谷、岩根、川東、藤根	帝釈未渡、帝釈始終		簡易申告日
2(金)						永石、永沢、一日市	粟田(東区、南区)、竹森		
5(月)						池津、矢淵、湯木市場	粟田(中区、北区)、福代		小鳥原、西城
6(火)						宮沖、永田市場、大塩	森		
7(水)						中郷、福祉村、深屋	川鳥、菅、受原		熊野、栗
8(木)						宮下、宮下ハイツ、大久保	新免、三坂		予備日
9(金)	元恒、出雲石	久代		大佐、油木					
12(月)	金田本谷、塩谷	川東(久松、下1～下6)							
13(火)	石谷、下金田	川東(上記以外)		三坂、中迫					
14(水)	常定東、常定西	東城(新町、館町)		予備日					
15(木)	全域	東城(上記以外)							
		全域							

総領
 ①申告会場は、総領支所2階会議室のみです。(自治振興会館での申告相談は行いません。)
 ②2月27日(火)から3月8日(木)までは、地域を指定していません。
 指定日に申告できない方は、3月15日(木)までの全域が対象の日に申告をしてください。
 ■問い合わせ
 総領支所市民生活課
 ☎0824-88-3063

比和
 ①「住宅借入金(取得)等特別控除等」を受けようとする場合や、「不動産所得」「譲渡所得」「山林所得」「配当所得」による所得がある方は、できるだけ2月27日(火)の税務署相談日にお越しください。
 ■問い合わせ
 比和支所市民生活課
 ☎0824-85-3001

高野
 ①2月28日(水)は、割当の地域と税務署職員に相談したい人の相談日です。消費税、青色申告などについてもお気軽にご相談ください。
 なお、税務署相談は、10時～15時です。
 ■問い合わせ
 高野支所市民課
 ☎0824-86-2115

口和
 今年度から一会場での申告相談になります。
 ■問い合わせ
 口和支所市民課
 ☎0824-87-2112

東城
 ①青色申告の方は、直接税務署で申告されるか、税務署相談日にお越しください。
 ②税務署からハガキで期日指定のあった方は、指定日に申告してください。また、「土地・建物等や株式等の譲渡、先物取引による所得、山林・配当所得」がある方についても、できるだけ税務署相談日にお越しください。
 ■問い合わせ
 東城支所市民課
 ☎08477-2-5121

西城
 ①2月21日(水)と3月1日(木)の簡易申告日は、原則年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易申告相談日です。
 ②2月20日(火)は、庄原税務署の出張相談日です。自書申告されようとする方、税務署職員に相談したいと思われる方は、ぜひ、利用ください。
 ■問い合わせ
 西城支所市民課
 ☎0824-82-2124